

保育士を目指す皆さん!

応援
します!

保育士修学資金 貸付制度のお知らせ

無利子でお貸しします!

ただし返還期間を過ぎると延滞利子が発生します。

対 象

保育士養成施設に在学している方で貸付の要件を満たす方

(詳しくは裏面をご覧ください)

貸付額

最大 **160** 万円

(生活費加算は除く)

※令和2年度から実施されている高等教育の修学支援新制度による授業料等減免(入学金・授業料)を受けている場合は、貸付額が変更となることがあります。

内 訳

月額(在学中)

5万円以内

年2回交付

入学準備金

20万円以内

入学年度のみ

就職準備金

20万円以内

卒業年度のみ

+

生活費加算 月額(在学中)

生活扶助基準の居宅(第1類)に準じた額以内

※生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む)の方のみ

さらに

保育士の資格取得後、岐阜県内で

保育士業務に**5年間従事**すると、

全額返還免除になります。

※免除の要件は裏面をご覧ください。

岐阜県保育士修学資金貸付制度とは、国及び岐阜県の補助を受け、岐阜県社会福祉協議会が保育士の資格取得をサポートする制度です。保育士として県内の指定施設で保育士業務に従事する人材の養成確保を図ることを目的としています。

貸付対象 ①～⑤の要件をすべて満たす方

- ① 岐阜県内の保育士養成施設（通信制は除く）に在学している方、または県外の保育士養成施設に在学し、原則として岐阜県内に住民票を有する方。
※保育士養成施設へ進学のために岐阜県内から住民票を異動された方も利用できます。
- ② 学業が優秀な方。
- ③ 家庭の経済状況などから真に本修学資金の貸付が必要な方。
- ④ 他都道府県が実施する修学資金、または他団体から保育士修学に関する同種の資金を借受けていない方。
- ⑤ 養成施設卒業後に、保育士として岐阜県内の保育施設で5年間保育士業務に従事しようとする意志を有する方。



下記の要件を満たした場合、
**貸付金の
全額が返還免除**
になります。

返還免除要件

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に
- ② 保育士の資格を取得して
- ③ 岐阜県内の指定施設
(保育所、認定こども園、一定の要件を満たす幼稚園※など)において
- ④ 5年間継続して（過疎地域で従事した場合または中高年離職者の場合は3年間）
- ⑤ 保育士業務に従事した場合

※幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設

貸付金の全額が返還免除されます。

申請方法

入学後、養成施設を経由して、岐阜県社会福祉協議会に申請してください。

詳しくは岐阜県社会福祉協議会ホームページをご覧ください。

<https://www.winc.or.jp>



岐阜県「社協キャラクター」
ともにん

問い合わせ先

社会福祉法人 **岐阜県社会福祉協議会**
福祉人材総合支援センター

〒500-8385 岐阜市下奈良2丁目2番1号 岐阜県福祉・農業会館3F

TEL: **058-201-1564** (研修・貸付担当)

ホームページ <https://www.winc.or.jp>

- JR 岐阜駅・名鉄岐阜駅より岐阜バス「OKB ふれあい会館」下車 徒歩5分
- JR 西岐阜駅より西ぎふ・くるくるバス「福祉・農業会館南」下車すぐ

**岐阜県
社会福祉協議会**

